

年末年始 例外荷役 労使合意する!

十月二十九日の労使政策委員会において日本港運協会より、提案があった年末年始の例外荷役の実施について、継続して協議を重ねてきた。日本港運協会からは船社に対して、「例年通り割増料金の支払いを求めた。外船からは、早期の回答を求められている。」とした。組合側は、「年末年始の割増、精励金、代休、割増賃金を船社に求めたことは評価したい。機関会議で確認し、回答したい。」とし、十一月十二日に開催した労使政策委員会での協議を行った結果、年末年始特別例外荷役の実施について、議事録確認をもって合意した。また、一月三日の休日についても合意した。

日本港運協会より、十月八日に邦船社から十月二十八日に外船社から年末年始の例外荷役の申し出があった。日本港運協会からは船社に対して、例年通りの割増料金の支払いを求めた。外船協からは、本国との連絡を含めて時間がかかることから、早期回答を求められているとした。

組合は、十一月十一日の中央執行委員会、日港協の提案は「昨年度どおり」の条件で実施したいとのことの報告を受け協議を行い、①時間外分母の0.6の整数化について一年前から取り組むべきではないか。②特別休日における特別一の認識を業界に認識させるべきではないか。③350%の割増しを完全履行しているかの確認を行っているから労使政策委員会に臨むべきではないか。などの意見を踏まえて判断を労使政策委員（労側）に一任した。

十一月十二日に開催した労使政策委員会は、①年末年始特別例外荷役の取扱いの特別休日について協議を行った結果、年末年始の例外荷役について、組合から、特別荷役の実施とそれ

年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認

2014年（平成26年）12月31日から2015年（平成27年）1月4日（但し、1月1日は除く）の間の例外荷役について下記の通り実施する。

記

1. 当該4日間の内、12月31日及び1月4日については、現行協定通り特別有給休暇とする。
2. 日中荷役とする。但し、1月4日については取り切り船に限り原則18時迄とする。
 なお、詳細については必要な地区（港）労使で対応する。
3. 出勤者に対しては、割増賃金及び精励金を支給し、かつ代休を保障する。
4. 例外荷役は、本船作業及びその作業に係わる倉庫・物流倉庫に限定する。

以上

2014年（平成26年）11月12日

年末年始特別有給休暇の休日に関する協定書

一般社団法人 日本港運協会(以下「日港協」という)と全国港湾労働組合連合会(以下「全国港湾」という)、及び全日本港湾運輸労働組合同盟(以下「港運同盟」という)は、年末年始特別有給休暇の取り扱いについて、下記の通り確認する。

記

1. 年末年始特別有給休暇(12月31日、及び1月2～4日)について、2012年(平成24年)4月11日付協定第6項に基づき、2013年より1月2日を、2015年より1月3日を休日扱いとする。
 但し、時間外賃金算定基礎時間については、現行通りとする。
2. なお、残る2日(12月31日、及び1月4日)の取り扱いについては、上記2012年(平成24年)4月11日付協定に則り、引続き協議する。

以上

2014年(平成26年)11月12日



し、協定書の作成を了承した。十二月十日に開催された労使政策委員会において組合側は、一月二日と三日は「特別休日」と協定で明記するよう強く要求した。それは、年末年始特別有給休暇を休日化したことにより、他の休日と同様の扱いとなり、誤解があったり一般的な休日と同様の扱いにしようとしたことがあったためである。日港協は、組合側が「特別」を主張する意味を理解したものの、あえて明文化することを拒み続けた。その結果、組合側は、職場での労使協議において問題が出るようであれば、団交の席で質すことを確認して、協定書①の通り合意した。

組合側の主張した「特別」の意味・根拠については、①年末年始特別有給休暇は、その日に出勤しても「代休を保障する」として「有給の日」に出勤するのであるから、計算上、次の賃金がカットされない。

支はられなければならない。イ、特別有給休暇と合則が「特別」を主張する一日分の賃金(100%)。ロ、その日に出勤した分として一日分の賃金(100%)。ハ、休日出勤の割増賃金(50%)。ニ、精励金として15,000円(概ね一日分として100%)。②以上を合計すると、年末年始特別例外荷役として出勤した場合は、一日分の賃金の350%(3・5倍)が支給されなければならない。③添付議事確認③「代休を保障する」として「有給の日」に出勤するのであるから、計算上、次の賃金はカットされない。

ドイツでは二〇一五年から最低賃金法が施行される。労働協約ではない、初めの法定最低賃金で、当面は時給八・五ユーロ(日本円で約一二二〇円)▼それなりに生活をするために、このくらいの賃金は必要という事だ▼日本では、一番高いと言われる東京でさえ、やっと時給八八八円になったばかり。ほぼフルタイムの年間一八〇〇労働時間で約一六〇万円という水準だ。これではワーキングプア(働く貧困層)からの脱出は望めない▼世界では今、最低賃金を引き上げる運動が盛り上がりを見せている。米国でも時給一五ドル(日本円で約一七三〇円)実現を目指し、ファストフード店労働者らが取り組みを進めている。ロサンゼルス市では今年七月、市内にある大手ホテルの時給が一律一五ドルに引き上げられた。このことは組合と市民運動の連携による成果といえる。米国の連邦最賃は七・二五ドル(日本円で約八三〇円)で、とても暮らせないレベル。国の最賃が上がらないのなら地方で上げよう」と、州や市として最賃の改定・新設にチャレンジしている▼アジアでもここ二三年はタイやインドネシアなどで最賃の大幅引上げが相次いでいる。「世界の労働者」は今、最賃闘争で団結できる可能性が強まっている。



ドイツでは二〇一五年から最低賃金法が施行される。労働協約ではない、初めの法定最低賃金で、当面は時給八・五ユーロ(日本円で約一二二〇円)▼それなりに生活をするために、このくらいの賃金は必要という事だ▼日本では、一番高いと言われる東京でさえ、やっと時給八八八円になったばかり。ほぼフルタイムの年間一八〇〇労働時間で約一六〇万円という水準だ。これではワーキングプア(働く貧困層)からの脱出は望めない▼世界では今、最低賃金を引き上げる運動が盛り上がりを見せている。米国でも時給一五ドル(日本円で約一七三〇円)実現を目指し、ファストフード店労働者らが取り組みを進めている。ロサンゼルス市では今年七月、市内にある大手ホテルの時給が一律一五ドルに引き上げられた。このことは組合と市民運動の連携による成果といえる。米国の連邦最賃は七・二五ドル(日本円で約八三〇円)で、とても暮らせないレベル。国の最賃が上がらないのなら地方で上げよう」と、州や市として最賃の改定・新設にチャレンジしている▼アジアでもここ二三年はタイやインドネシアなどで最賃の大幅引上げが相次いでいる。「世界の労働者」は今、最賃闘争で団結できる可能性が強まっている。